

野田市告示第241号

屋外広告物法第8条第2項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和5年9月14日

野田市長 鈴木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 115枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しく下さい。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話04-7123-1193

第九号様式の二（第十六条第二項）

保管物件一覧簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
5-8-1	立看板 はり札	— 20	我孫子関宿線～市道2532～2538～1511～ふれあい中央橋～結城野田線 古布内～木間ヶ瀬～次木～東宝珠花	令和5年8月1日 午前9時から午後4時	令和5年8月1日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-8-2	立看板 はり札	— 6	市道2532～我孫子関宿線 東宝珠花～木間ヶ瀬	令和5年8月1日 午前9時から午後4時	令和5年8月1日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-8-3	立看板 はり札	— 16	つくば野田線～市道1120～23058～1120 目吹～金杉～蕃昌	令和5年8月8日 午前9時から午後4時	令和5年8月8日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-8-4	立看板 はり札	— 5	つくば野田線～市道1220 目吹～鶴奉～目吹～木野崎	令和5年8月8日 午前9時から午後4時	令和5年8月8日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-8-5	立看板 はり札	— 2	市道1061～21064～21081～11019～2080 ～1050～2080～2310～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の里	令和5年8月8日 午前9時から午後4時	令和5年8月8日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-8-6	立看板 はり札	— 10	市道2100～22224～22222～2100～22348 七光台～谷津～吉春～蕃昌	令和5年8月8日 午前9時から午後4時	令和5年8月8日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-8-7	立看板 はり札	— 9	松戸野田線～市道1251～みずき2号緑地裏道～市道5227 7～1062～1260～松戸野田線～1200～1191～1 390～33053～1390 今上～みずき～山崎～上花輪～桜台～野田～上花輪新町	令和5年8月15日 午前9時から午後4時	令和5年8月15日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
5-8-8	立看板 はり札	— 47	野田牛久線～市道1180～1160～2170～1180～2 220～1390～1191 野田～中根～宮崎～花井	令和5年8月15日 午前9時から午後4時	令和5年8月15日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	